平成28年

第4回市議会定例会 議案第15号

函館市行政手続における特定の個人を識別するための番号 の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定 個人情報の提供に関する条例の一部改正について

函館市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に 関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する 条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年12月2日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市行政手続における特定の個人を識別するための番号 の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定 個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

函館市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に 関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する 条例(平成27年函館市条例第55号)の一部を次のように改正する。

第1条および第5条中「第19条第9号」を「第19条第10号」に 改める。

別表第2の3の項中「住民票関係情報」を「生活保護関係情報,地方税関係情報または住民票関係情報」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条および第5条の改正規定は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行する。

(提案理由)

学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務を教育委員会が処理するために市長から提供を受けることが必要な特定個人情報に生活保護関係情報および地方税関係情報を加えることとし、ならびに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い規定を整備するため